

桜川市環境基本計画

(案)

心うるおす豊かな自然と歴史を守るまち

平成22年3月

目 次

序 章	桜川市環境基本計画の基本的事項	
第1節	計画の基本理念	1
第2節	環境基本計画の位置づけと役割	3
第3節	環境基本計画の対象範囲と分野構成	4
第4節	計画の期間	5
第5節	計画の構成	5
第6節	計画の推進	5
第1章	桜川市のいま <i>—桜川市の環境—</i>	
第1節	社会環境	6
1	人口と世帯	6
2	土地利用	6
3	産業	7
4	交通	7
5	歴史と文化	8
5-1	指定文化財	8
5-2	地域代表のおすすめPoint!	8
第2節	自然環境	12
1	地勢	12
2	気象	12
3	植物	13
3-1	大切にしていきたい植物	13
3-2	地域代表のおすすめPoint!	13
4	動物	14
4-1	大切にしていきたい動物	14
4-2	地域代表のおすすめPoint!	15
5	公園等	17
5-1	自然を生かした公園紹介	17
5-2	地域代表のおすすめPoint!	18

第3節	生活環境	20
1	大気環境	20
2	水環境	21
2-1	河川	21
2-2	上水	23
2-3	下水	23
3	騒音・振動・悪臭	24
4	土壌・地下水汚染	24
5	廃棄物	24
5-1	ごみ対策	24
5-2	不法投棄対策	25
6	化学物質による環境汚染	25
第4節	地球環境と循環型社会	26
1	地球温暖化	26
1-1	地球温暖化防止に向けた取り組み	27
1-2	地球温暖化防止活動団体からのメッセージ	27
2	資源リサイクル	28
2-1	資源の有効利用に向けての取り組み	28
2-2	わがまちのリサイクル事業所からのメッセージ	30
第5節	パートナーシップ	32
1	環境教育	32
1-1	教育現場から　－こどもエコクラブからのメッセージ－	33
2	環境活動	35
2-1	環境保全現場から　－活動団体からのメッセージ－	35
2-2	環境美化活動現場から　－活動団体からのメッセージ－	37

第2章 市民の目　－市民・事業者の環境意識－

第1節	市民の目	40
第2節	子供たちの目	44
第3節	事業者の目	46

第3章　そして未来へ　－課題と目標－

第1節	本市の望ましい環境将来像	50
第2節	基本目標	51
第3節	課題	52

第4章　実現に向けて　－市・事業者・市民の取組とその管理－

第1節	施策体系	54
第2節	環境施策と市・事業者・市民の取組み	55
1	社会環境	55
2	自然環境	58
3	生活環境	61
4	地球環境と循環型社会	69
5	パートナーシップ	75
第3節	数値目標	79
第4節	計画の推進	80

資料編

用語解説

序章 桜川市環境基本計画の基本的事項

第1節 計画の基本理念

市は、多様化した環境問題に対応すべく、平成19年に『桜川市環境基本条例』を制定し、市の環境の保全に関する基本理念を定めています。

◆ 恵み豊かな環境を守り創造し、将来の世代へと引き継いでいくこと

私たちは、自然の恵みによって生かされています。本市は、池沼や河川と八溝山系の緑に恵まれた美しい環境を有しており、その環境を現在から将来の世代にわたり、市民が安全で快適な生活を営むことができるよう、維持・向上させていこうとするものです。

◆ 人と自然とが共生できる環境を守りつつ継続的に発展する社会を目指すこと

私たちが豊かで文化的な生活を営むためには、これまでどおり自然との共生が必要です。環境資源及び自然の生態系に十分配慮し、環境への負荷を最小限に抑えたいうで、多様な自然環境の恩恵を受け、継続的に発展することができる社会を構築しようとするものです。

◆ すべての人がそれぞれの役割分担の下に協働によって取り組むこと

すべての人が、事業活動や日常生活のあらゆる面で環境の保全に対し優先的に配慮し、それぞれの責任に応じた役割を認識し、協力と働きかけによって、より積極的に取り組んでいこうとするものです。

◆ すべての人が地球環境保全を自分に関係のある問題としてとらえ、地球環境保全を推進するよう行動すること

今日の地球環境は、地球温暖化や酸性雨、砂漠化など、多種多様な環境問題を抱えており、その要因の多くは、人間活動によるエネルギーや資源の消費に起因するものです。

地球環境保全のためには、私たち一人一人が地球環境問題について認識し、国際的な連携及び協力の下に、事業活動や日常生活のあらゆる面で自主的に実行していくことが必要です。

桜川市環境基本条例第3条

(基本理念)

第3条 環境の保全是次に掲げる基本理念（以下「基本理念」という。）に則り推進されなければならない。

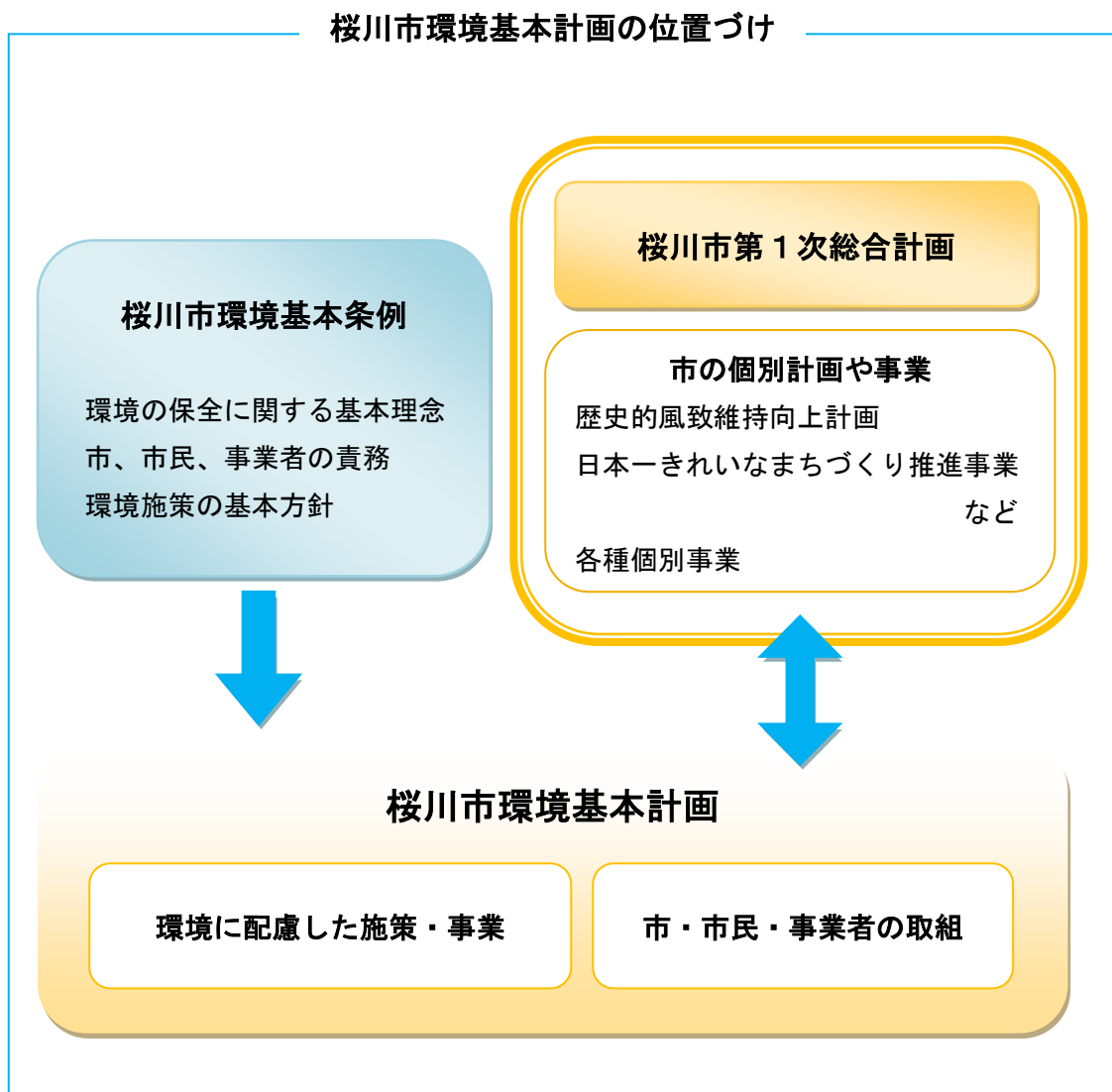
- (1) 健全で恵み豊かな環境が市民の安全で快適な生活に欠くことができないものであることに鑑み、これを将来に渡って維持し、向上させ、かつ、現在及び将来の世代の市民が環境の恩恵を享受することができるよう積極的に推進すること。
- (2) 人と自然とが共生することができる恵み豊かな環境を確保するために、樹林、農地、水辺等における多様な自然環境を有効に活用しつつ保全し、環境への負荷が少ない、継続的に発展することができる社会の構築を目指すこと。
- (3) 市、市民及び事業者がその事業活動及び日常生活において環境の保全に対し優先的に配慮し、それぞれの責任に応じた役割分担の下に、協働によってこれに取り組むこと。
- (4) 地球環境保全が人類共通の極めて重要な課題であることから、市、市民及び事業者が地球環境保全を自らの問題としてとらえ、国際的な連携及び協力の下に推進すること。

第2節 環境基本計画の位置づけと役割

本計画は、桜川市環境基本条例第7条に基づく計画であり、また、地方自治法第2条第4項に基づいて策定された「桜川市総合計画基本構想／前期基本計画（平成19年3月）」に示す市の将来像「伝統と豊かな自然に恵まれた田園文化都市～やすらぎのまち 桜川～」を環境面から実現していく総合的な計画として位置づけられます。

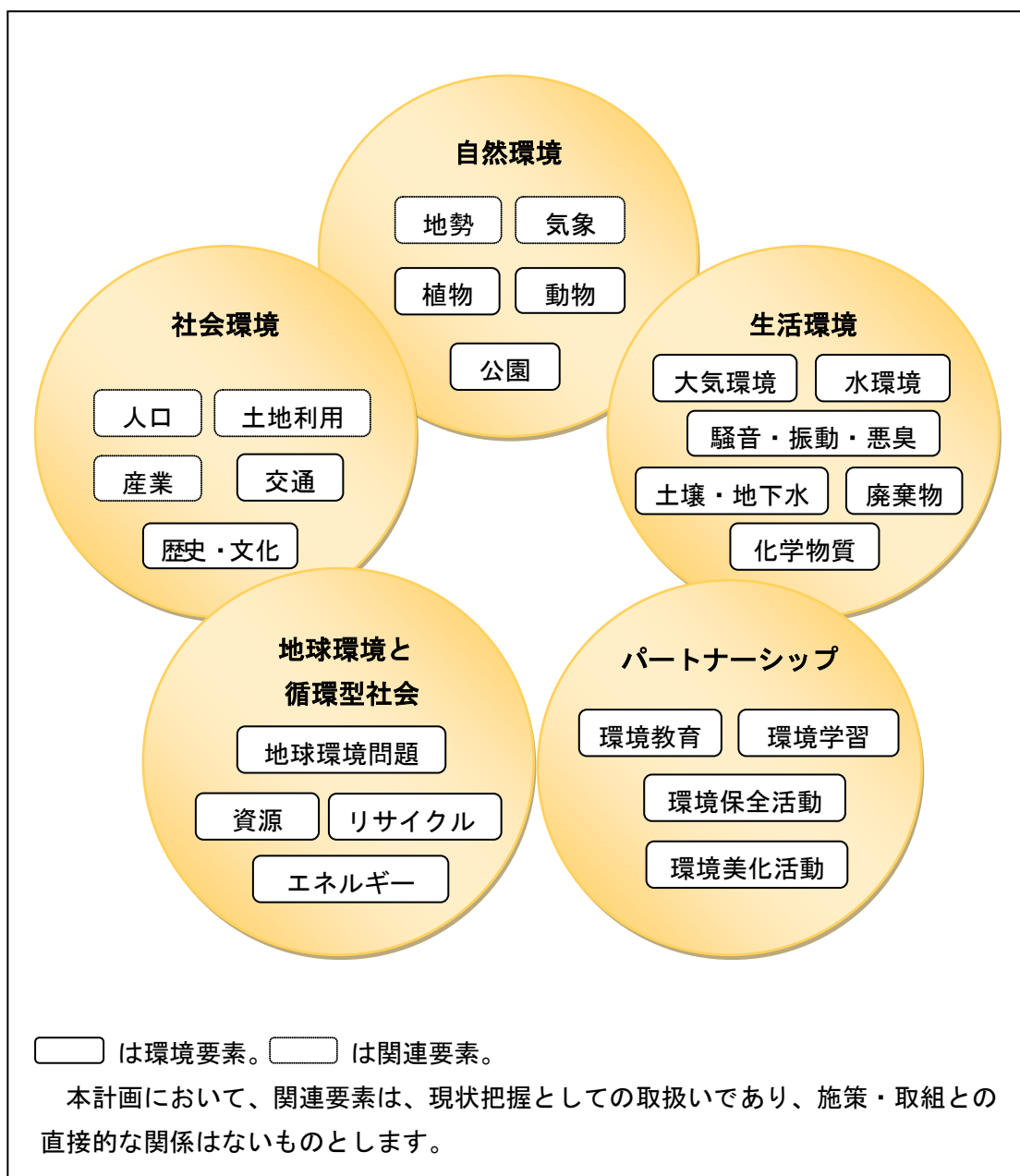
また、市の個別計画・事業の立案や実施にあたって、環境の保全に向けて配慮すべきことを示すための計画でもあります。

あわせて、桜川市環境基本条例に示す市・市民・事業者の責務を果たすために、それぞれの環境への配慮指針について示すとともに、行動の促進を図るものです。



第3節 環境基本計画の対象範囲と分野構成

環境基本計画の対象とする環境の範囲は、大気汚染、水質汚濁等の公害問題、緑の保全・創出、水辺の保全・整備、歴史的文化の保存、都市景観の形成、廃棄物の減量やリサイクル、地球温暖化や省エネルギー、野生生物の種の減少等、環境に関する全ての事象を対象とします。本市では、そこから環境要素・関連要素を抽出し、大きく5つの分野（①社会環境、②自然環境、③生活環境、④地球環境と循環型社会、⑤パートナーシップ）に分類しました。



第4節 計画の期間

平成21（2009）年度から平成30（2018）年度までの10年間とします。

なお、環境の変化や環境を取り巻く社会情勢の変化に伴い、必要に応じて計画の見直しを行います。

第5節 計画の構成

序章 桜川市環境基本計画の基本的事項

計画策定の背景や、目的、役割や位置づけ、対象範囲といった、この計画の基本的事項を定めました。

第1章 桜川市のいま **—桜川市の環境—**

桜川市の環境の現状と特徴を示しました。また、社会環境や自然環境からは地域の象徴となるものを、地球環境と循環型社会、パートナーシップからは、活動の紹介とメッセージをとりあげました。

第2章 市民の目 **—市民・事業者の環境意識—**

計画に市民の意見や視点を反映させるために実施した市民及び事業者を対象としたアンケートの結果を抜粋しました。

第3章 そして未来へ **—課題と目標—**

「桜川市環境基本条例」の「基本理念」に基づき、本市の望ましい環境将来像とその達成に向けた5つの基本目標を定め、第1章と第2章から集約された桜川市の環境の課題を示しました。

第4章 実現に向けて **—市・事業所・市民の取組とその管理—**

第3章に掲げた5つの「基本目標」と「望ましい環境将来像」の実現に向けた環境目標を示し、本計画の施策体系を現し、環境目標の達成に向けた施策の展開の方向を明らかにするとともに、環境施策と各主体の取り組みを明示しました。

また、本計画の実効性を確保するために必要な仕組みを明示しました。

第6節 計画の推進

本計画の主体は、桜川市のすべての市民（滞在者含む）、事業者、市とします。

それぞれの責務を認識し、自らの日常生活や事業活動を見直し、互いに協働、連携しながら取り組むことを基本とします。

第1章 桜川市のいま —桜川市の環境—

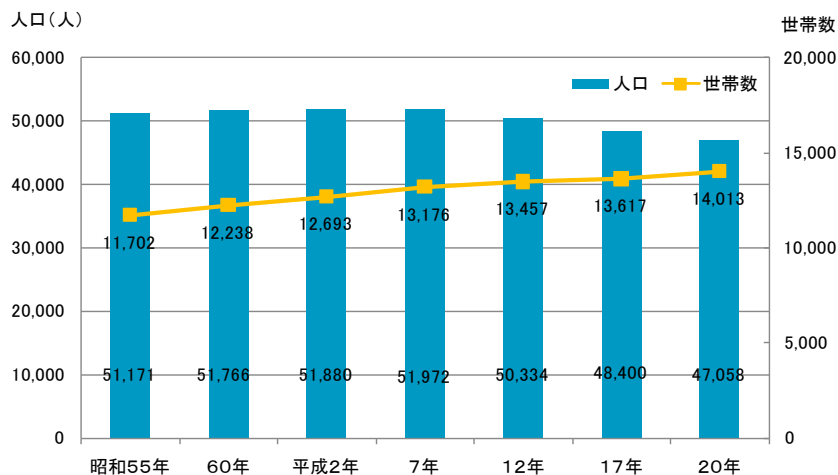
第1節 社会環境

1 人口と世帯

本市の人口は、平成20年4月1日現在で47,058人、世帯数は14,013世帯、1世帯当たりの人口は約3.36人となっています。（常住人口調査による。）

また、その傾向としては、平成7年をピークに人口は減少に転じ、反面、世帯数は増加しています。

■人口、世帯数の推移



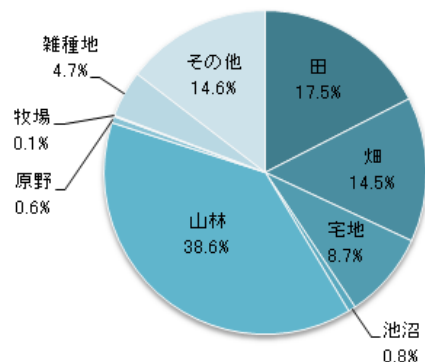
(資料：国勢調査、平成20年は常住人口調査)

2 土地利用

本市の面積は、179.78km²であり、そのうち約38%を山林が占めています。また、市の中央を南下する桜川や桜川に流入する河川に沿った平野では稲作が、桜川より西部の関東ローム層の台地では畑作が盛んであり、平野部の約半数の32%を田畑が占めています。

一方、歴史的な町並みが残る真壁の市街地とJR岩瀬駅と岩瀬バイパス周辺では、商業・サービス施設、公共施設が集中しています。

■地目別土地利用割合（平成19年）

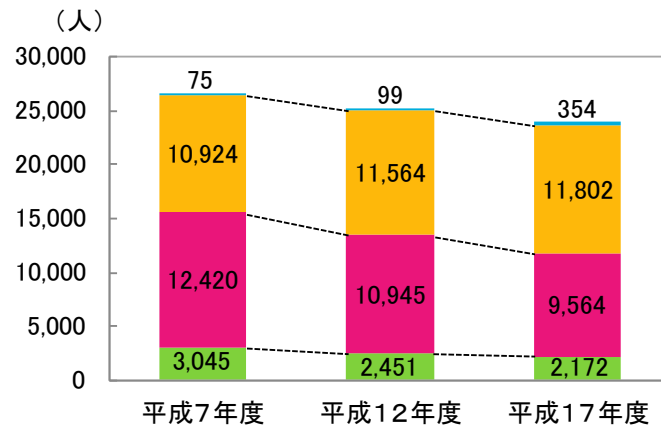


(資料：税務課)

3 産業

本市の就業人口の総数は、総人口の減少を受け減少傾向にあります。産業別では、本市の恵まれた自然を活かし発展してきた農業を代表とする第1次産業と石材業を代表とする製造業などの第2次産業が減少傾向にあり、多様化したサービス業などの第3次産業が増加傾向にあります。

■ 産業別就業人口の推移



■ 第1次産業 ■ 第2次産業 ■ 第3次産業 ■ 分類不能

(資料：国勢調査)

4 交通

本市の公共交通機関には、市の北部を通るJR水戸線と旧真壁駅から旧筑波駅、土浦駅に向かう路線バス、平成20年4月から運行しているデマンド型乗合タクシーがありますが、主に市民の足となっているのは自家用車です。市の骨格となる道路としては、旧岩瀬地区を東西に通る国道50号と市を南北に通りつくば市に至る県道つくば益子線があります。自動車交通量は、国道50号線、特に旧岩瀬地区の市街地で多くなっています。

また、平成21年には、国道50号に接続する北関東自動車道桜川筑西インターチェンジの開設、北関東自動車道真岡インターチェンジと桜川筑西インターチェンジ間の開通により、東北自動車道と常磐自動車道が連結され、新たな交通環境が広がりました。



北関東自動車道桜川筑西インターチェンジ

5 歴史と文化

本市は、雨引観音や富谷観音をはじめとする数々の神社仏閣、真壁の古い街並みなど歴史性豊かな環境にあり、平成17年の旧岩瀬町、旧真壁町、旧大和村の町村合併以前から、文化財や歴史的景観を活かしたまちづくりを進めてきました。また、平成20年度には、歴史的風致（地域におけるその固有の歴史及び伝統を反映した人々の活動とその活動が行われる歴史上価値の高い建造物及びその周辺の市街地とが一体となって形成してきた良好な市街地の環境）の、より一層の維持及び向上を図るために「桜川市歴史的風致維持向上計画」を策定しています。

真壁地区では、市民団体等の活動により、歴史的環境を活かしたまちづくりが進んでいます。

5-1 指定文化財

本市の指定文化財は、国指定が7件、県指定が48件、市指定が67件の総数122件が指定を受けており、特徴ある魅力的な歴史的資産が豊富にあります。

5-2 地域代表のおすすめPoint!

①小山寺

小山寺は、聖武天皇が735年に行基に開かせたと伝えられ、本尊の十一面観音菩薩は行基の作、脇侍不動尊は慈覚大師の作、多聞天は運慶の作と伝えられています。

建立されている場所が富谷山であり、本尊が十一面観音菩薩であることから、通称「富谷観音」と呼ばれております。

重要文化財（建造物）となっている三重塔は、寛正6年（1465）多賀谷朝経が旦那となり、大工宗阿弥家吉とその息子によって再建されました。

関東以北では、まれに見る室町時代の塔で、細部の装飾に優れ、屋根はとち葺きで、頂上には鉄および銅製の相輪があります。

小山寺の三重の塔や周辺は、市指定文化財の杉の他、スダジイの巨木にも囲まれ、静寂さの中に荘厳な雰囲気醸し出しています。

小山寺の文化財は、重要文化財（建造物）の三重塔の他、建造物である本堂、仁王門、鐘楼と彫刻3点が県の有形文化財の指定を受けております。

また、大杉が記念物として、2点の彫刻が有形文化財として市の指定文化財となっています。



小山寺三重塔

②名勝桜川（サクラ）及び天然記念物桜川のサクラ

桜川のサクラは、櫻川磯部稲村神社の参道の両側約1kmのほか、市有地5,514.05㎡内のシロヤマザクラの叢生する場所が名勝となっています。

桜川の匂・樺匂・梅鉢桜・白雲桜・薄毛桜・初見桜・初重桜・源氏桜・大和桜・青毛桜・青桜など、貴重な桜の樹木が天然記念物に指定されています。

『後撰集』には紀貫之の「つねよりも春へになれば桜川波の花こそ間なくよすらめ」があり、他にも多くの歌人たちが歌を残しています。

また、世阿弥元清の作である謡曲『桜川』の舞台としても、親しまれています。



桜川のサクラ

③楽法寺

楽法寺には、重要文化財（美術工芸品）の木造観世音菩薩立像のほか、建造物である本堂・仁王門・東照山王社殿・多宝塔と6点の彫刻・工芸品等が県の指定を受けています。

楽法寺は、寺伝によると用明天皇2年（587年）中国の梁の国から来た法輪独守居士によって開かれ、延命観世音菩薩（木造観世音菩薩立像：重要文化財）を本尊仏として祀り、弘仁12年（821）大干魃の際、楽法寺の祈祷により国中は大雨に潤い五穀豊かに実ったため、勅命により山号を「雨引山」と定められたと伝わっています。

このため、楽法寺は雨引観音と呼ばれ、坂東観音霊場第二十四番札所の名刹ともなっています。

本堂は、桁行・梁間ともに五間の正方形の平面をもち、全面の梁間二間を外陣・奥の三軒を内陣とする密教本堂特有の形態をとります。

外陣の架構は、大虹梁に大瓶束・海老虹梁を用い、天井は内陣寄りに鏡天井を張り、他の三方を化粧屋根裏としています。

内陣の見所は袈裟形の須弥壇であり、他に類例のない優れたものであるため、県の有形文化財（建造物）の指定に至っています。

建造物では、他に「仁王門」「東照山王社殿」「多宝塔」が県の有形文化財（建造物）の指定を受けており、工芸品や彫刻等については「絹本着色愛染明王立像」「絹本着色弁財天画像」



雨引観音本堂

「絹本着色十一面観音画像」「木造不動明王立像」「五鈷杵」「大般若経」が県の有形文化財の指定を受けています。

また建造物の「黒門」は、江戸初期に真壁城から移築されたものとして知られ、建造物の「鬼子母神堂」彫刻の「東照大権現徳川家康公像」「仁王尊像一対」天然記念物「宿椎」を含め、市の指定文化財となっています。



雨引観音黒門

④青木堰

桜川市全体を見ると、かつては農村地帯であるため、農村の習俗や住まい方に関連する文化財が多く残っています。

特に、江戸末期に二宮尊徳によって築かれた青木堰は、現在は上流に新しい堰が移動しましたが、堰の跡や水路の跡が残っています。



青木堰跡

⑤史跡真壁城跡

真壁城跡は、中世この地を治めた真壁氏の城跡です。筑波山系の微高地を利用して造られた平城形式の城跡で、指定面積は12.5haに及びます。

本丸を中心に巡らした四重の堀と土塁、土橋などが良好な状態で残されており、中世城郭の構造を知る上で貴重な城跡となっています。

昭和9年(1934)に本丸部分の一部が県指定となり、更に平成6年(1994)国指定史跡となり、現在発掘調査が行われ、史跡等整備事業が進められています。



真壁城跡

⑥登録有形文化財（真壁の街並み）

桜川市には104棟の登録有形文化財があり、いずれの物件も真壁地区にあります。

平成11年から平成16年にかけて、真壁地区の歴史的景観を形づくる多様な建造物が登録されています。登録されている物件は、木造住宅が20件、土蔵住宅が2件、木造店舗が14件、見世蔵が7件、塗屋が2件、土蔵が28件、石蔵が5件、洋風建築が1件、納屋が1件、その他が3件、門が21件の合計104件です。

年代は江戸期から昭和初期まで様々ですが、最も多いのが明治期の建造物で、全体の半数を占めています。

桜川市の代表的な登録有形文化財



谷口家店舗、袖蔵、門



市塚家長屋門



三輪家店舗

⑦古道

山岳信仰の影響もあり、市を囲む山々には古道が多く残っています。特に、規模が大きく現在もそのたたずまいを残しているのが羽鳥古道です。

真壁地区と筑波山男体山御本殿を結ぶ羽鳥古道は、古くは修験者らの山岳修行の道でしたが、江戸時代中期頃から庶民に広まった神社参詣の信仰道となり、道沿いには、当時の面影を偲ばせる野仏や石碑などが数多く残っています。

古道の中間地点にある全国植樹祭発祥の地は、昭和8年、大日本山林会の提唱で「愛林日」が設けられ、翌年4月に真壁町羽鳥地区の筑波山中腹において、日本で初めての植樹祭が行われた場所であり、記念碑が建立されています。

また、古道の山頂付近のカタクリの群生地は、4月上旬に一斉に開花し、一体となるように群生するニリンソウやキクザキイチゲなども同じ時期に可憐な姿を見せます。



羽鳥古道野仏群



植樹祭発祥の地記念碑



カタクリ

第2節 自然環境

1 地勢

桜川市は、交通上、東京から70～80km圏内にあり、茨城県の中西部に位置しております。

北側は栃木県（真岡市・益子町・茂木町）の県境として、南側はつくば市、東側は笠間市と石岡市、西側は筑西市に隣接しています。

地形的には、北の高峯・富谷山、東の雨引山・加波山・足尾山から南の筑波山に連なる山々に囲まれ、平野部の中央を鏡ヶ池を水源とする桜川が南流しています。また、上野沼や大池、つくし湖などの多くの湖沼を有しています。



鏡ヶ池

2 気象

本市は本州のほぼ中央にあり、太平洋に面する茨城県の中西部に位置し、年間の平均気温が14℃前後、平均降水量が1,300mm前後と温暖な地域です。



春は周期的に訪れる前線による降雨を伴いながら、穏やかな気候が続き、夏は厳しい暑さと日光周辺の内陸部に発生した積乱雲は雷雨を頻発させます。秋は穏やかで、秋霖が上がると好天が続き晩秋を迎えます。冬は晴天の日が多く、稀に降雪も見られ、12月以降に筑波山頂付近に降った雪は春先まで残ります。節分を過ぎた頃から南西の強い偏西風に見舞われることがあり、関東ローム層による砂埃が上空を茶色に染めることがあります。



気象現象の特徴としては、筑波山の逆転層を上げることが出来ます。この現象は、冬期に、中腹部の気温が山頂部や山麓部の気温より高くなる現象で、当地が温州ミカン栽培の北限地になっている由縁です。

3 植物

3-1 大切にしていきたい植物

「茨城における絶滅のおそれのある野生生物」（以下、県レッドデータブックという。）から本市に現存する貴重な植物をあげると、絶滅危惧種4科8種、危急種7科11種になります。

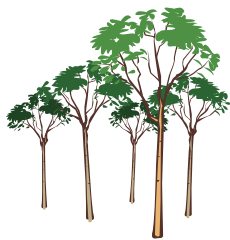


① 個体群の視点から～椎尾山薬王院の樹叢

真壁地区、椎尾山薬王院の境内全域のスダジイを主体とした樹叢が県指定の天然記念物に指定されています。樹叢の構成種はスダジイ、アカガシ、ウラジロガシ、シラカシ、モチノキ、アオキ、ツバキ、ヒサカキなどで、スダジイは胸高直径30cmを超える大径木が100本以上も存在し、幹周囲が5.6m、樹齢推定500年という大木も存在します。豊かな自然環境には108科395種の植物相と37科111種の動物相も確認されています。

② 植物相の視点から～筑波山・加波山のブナ林

ブナは冷温帯に属する植物で最終氷期の終わりであった12,000年程前には広く平地まで分布していました。その後、ブナは6,000年ほど前の縄文海進の時代に温度が上昇して筑波山と加波山の山頂部だけに残されました。



太平洋側のブナは日本海側のブナに比べ、葉の面積が1/3と小さく、コハブナと呼ばれます。筑波山と加波山のブナは太平洋側の最南端に自生するブナ林として大変貴重な存在です。

③ 貴重個体の視点から～雨引山のリンボク

リンボクは本県を北限とするバラ科の常緑樹です。筑波山や御前山に点在するだけで個体数は少なく、県レッドデータブックでは希少種に指定されています。雨引山のリンボクは県道183号線と林道東山線の分岐に1本だけ自生し、その胸高直径は50cmに及びます。

3-2 地域代表のおすすめPoint!

① 富谷観音周辺

富谷山の山腹に奈良時代の創建といわれる小山寺があり、通称富谷観音と呼ばれ境内林は見事な常緑広葉樹林が発達しています。富谷山は本市の北部に位置し、南斜面にはスダジイ、シラカシといった暖温帯系の植物相が発達し、スギなどの針葉樹とクヌギ、コナラといった落葉樹とともに混交林の様相を呈しています。富谷観音から連続する富谷ふれあいの森と一帯になって自然環境の豊かな地域といえます。

②筑波山と加波山

筑波山は標高 877m と低山でありながら暖温帯植物から冷温帯植物まで自生しています。関東地方から東北地方に北上するとともに変化する植物相が筑波山では山麓から山頂の間に垂直に分布しています。筑波山で最初に発見された植物も多く、山頂付近は国定公園の特別地区に指定されています。

加波山は標高 709m ですが、山頂付近にはブナ林が存在し、山岳信仰の山であったことから、豊かな自然が保たれています。



加波山


4 動物

4-1 大切にしていきたい動物

①哺乳類



本市において記録されている哺乳類は 6 目 11 科 23 種であり県レッドデータブックに指定されている哺乳類は希少種の 2 科 3 種です。



ニホンリス	本種はマツの実を主な餌とし、マツ枯れにより消失したマツ林の影響でその生息地を奪われつつあります。
ムササビ	本種は山地に生息し樹洞で繁殖するため、本市においては巣穴となる洞を存する大径木が少ないため生息数は多くありません。
カヤネズミ	本種は湿地などの草地に生息していますが、水路沿いの湿地環境などの減少により、その数を減らしつつあります。 

②鳥類

本市で確認されている野鳥は 16 目 36 科 119 種で県レッドデータブックに指定されている鳥類は 15 科 24 種です。これら鳥類の中、特にその生息が全県的に見ても貴重と思われる種は以下のとおりです。

ミゾゴイ	夜行性のサギ類で全県的に生息数が少なく、県北山間部で繁殖しますが、本市においても少数が確認されています。	
オオタカ	本市において、数番の繁殖を確認していますが、まとまった樹林が必要なため、繁殖個体とともに繁殖環境の保全が必要な種です。	
ヒクイナ	夏鳥として飛来する水鳥で、湿地で繁殖することから、水辺環境の変化により激減しました。	
オオルリ	山地の溪流沿いに夏鳥として飛来しますが、当地域でも少数が繁殖しています。	

③魚類、両生類

本市で確認されている淡水魚類は 12 科 33 種で県レッドデータブックに指定されている魚類は 4 科 6 種です。両生類について危急は種のコナエサンショウウオと希少種のタゴガエルが上げられます。

4-2 地域代表のおすすめPoint!

①上野沼

市内西部の国道 50 号線沿いの上野原新田に位置する灌漑用水のため池です。入り組んだ地形の池には多くの水鳥が集まります。日本最小のハッチョウトンボも見られます。



ハッチョウトンボ

②大池

市内中西部の水戸線大和駅の西側に位置する灌漑用水のため池です。線路脇に発達したアシ原には多くの水面採餌ガモが飛来します。また、魚類を餌とする猛禽類のミサゴや周囲の林には水鳥を狙ってオオタカが潜んでいます。かつてはサギ草が咲いていました。



サギ草

③つくし湖

市内南部の椎尾山麓に位置する多目的用水の貯水池です。冬期飛来する水鳥のほか、周囲の林には多くの山野の野鳥が生息しています。薬王院一帯の照葉樹林と見事に調和した所です。



つくし湖から見える筑波山
(「'09 りんりんロードフォトコンテスト」より)

■貴重な動植物リスト(茨城県版レッドデータブックより)

○貴重な植物

区分	科名	種名	
絶滅危惧種	キンボウゲ	オキナグサ	
	ゴマノハグサ	ゴマクサ	
	マツムシソウ	マツムシソウ	
	ラン	シラン	
		エビネ	
		コアツモリソウ	
		クマガイソウ	
危急種	ナデシコ	ワチガイソウ	
		ヒナワチガイソウ	
	ポタン	ヤマシャクヤク	
	ヤマトグサ	ヤマトグサ	
	イワウメ	イワウチワ	
	キキョウ	キキョウ	
	ユリ	マイヅルソウ	
	ラン	ムギラン	
		ムヨウラン	
		コ克蘭	
コフタバラン			

○貴重な哺乳類

区分	科名	種名
希少種	リス	ニホンリス
		ムササビ
	ネズミ	カヤネズミ

○貴重な両生類

区分	科名	種名
危急種	サンショウウ	ハコネサンショウウオ
希少種	アカガエル	タゴガエル

○貴重な鳥類

区分	科名	種名
絶滅危惧種	サギ	ミゾゴイ
危急種	サギ	ササゴイ
	ワシタカ	ミサゴ
	クイナ	オオタカ
	ヒタキ	ヒクイナ
希少種	カイツブリ	カンムリカイツブリ
	ワシタカ	ハチクマ
		ツミ
	ハイタカ	
	ハヤブサ	コチョウゲンボウ
	カモ	オンドリ
		トモエガモ
	カッコウ	ジュウイチ
	カッコウ	カッコウ
	フクロウ	アオバズク
	ヨタカ	ヨタカ
	ツバメ	コシアカツバメ
	サンショウ	サンショウクイ
	ヒタキ	コルリ
マミジロ		
オオルリ		
コサメビタキ		

○貴重な魚類

区分	科名	種名
危急種	コイ	ヤリタナゴ
		アカヒレタビラ
		タナゴ
希少種	ギギ	ギバチ
	ヤツメウナ	スナヤツメ
	メダカ	メダカ

5 公園等

本市は、国及び県により指定された水郷筑波国定公園、笠間県立自然公園、吾国愛宕県立自然公園を有し、すぐれた自然の景観が守られてきております。

また、県により上野沼全域、鴨鳥五所神社一帯が自然環境保全地域に指定されており、開発等の行為が規制されております。

その他、本市の豊かな自然や歴史、文化を満喫できる「関東ふれあいの道」や「つくばリンロード（筑波大規模自転車道）」は、市内外の利用者が多く、人々に愛されています。

～関東ふれあいの道～

関東ふれあいの道とは、東京八王子の梅の木平を起終点に、関東地方の一都六県を一周する長距離自然歩道で、各地の美しい自然や歴史、文化遺産にふれあうことのできる、総延長1,665kmの道です。10km前後に区切った全144コースのうち、茨城県には18コース、そのうち桜川市に属するコースは6コースあり、市域の山々をほぼ縦断するように設定されています。

5-1 自然を生かした公園紹介

① 富谷ふれあい公園

市内北西部の富谷地内の市有林6.38haを自然公園として整備し、在来の樹種のほか6,694本の植栽が行われ、園内には1,112mの歩道が整備されています。



② みかげ憩いの森公園

市内南東部桜井地区の市有林と民有林を借り上げ、敷地面積7.44haを整備した公園です。在来の樹木を出来るだけ残すほか、2,000本の植栽をしました。整備された歩道延長は1,707mに及びます。



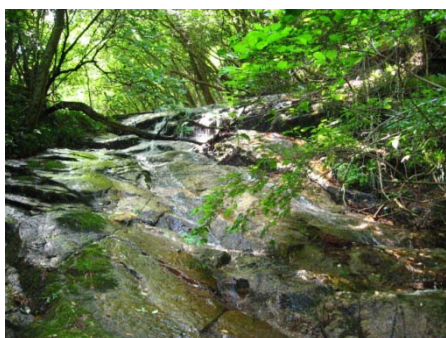
5-2 地域代表のおすすめPoint!

① 榊箕ヶ池

市内西友部に位置する農業用水溜池ですが、冬期にはオオハクチョウをはじめカモ類などの水鳥が飛来します。広い開放空間が魅力的な所です。



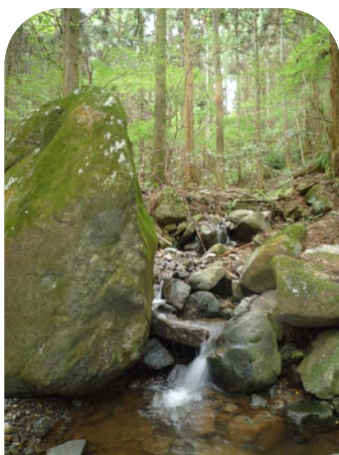
② 一枚石



市内大曾根地内の南沢の上流、標高400m程に位置する景勝地で一枚の岩盤を勢い良く水が流れ落ちる所です。ハコネサンショウウオが生息するほか四季の山野の花も豊富な所です。

③ 筑波高原キャンプ場周辺

筑波山の北面標高450m一帯はクリ、コナラ、シデ類などの落葉樹林帯になっています。筑波山の北斜面は日照の関係で冷温帯林の様相を呈しています。これらの林床には早春の草花が咲き誇ります。中でもカタクリは見事です。



男の川（おのかわ）



女の川（めのかわ）

男の川と女の川は、下流で合流し、男女川（みなのかわ）となります。

筑波高原キャンプ場周辺には、筑波山の男体山を源にする「男の川」と女体山を源にする「女の川」が流れています。女の川は水量が豊富でサンショウウオが生息しています。

美しい自然に囲まれて沢登りを楽しむ人の姿もみられます。

■市内の主な公園等



第3節 生活環境

1 大気環境

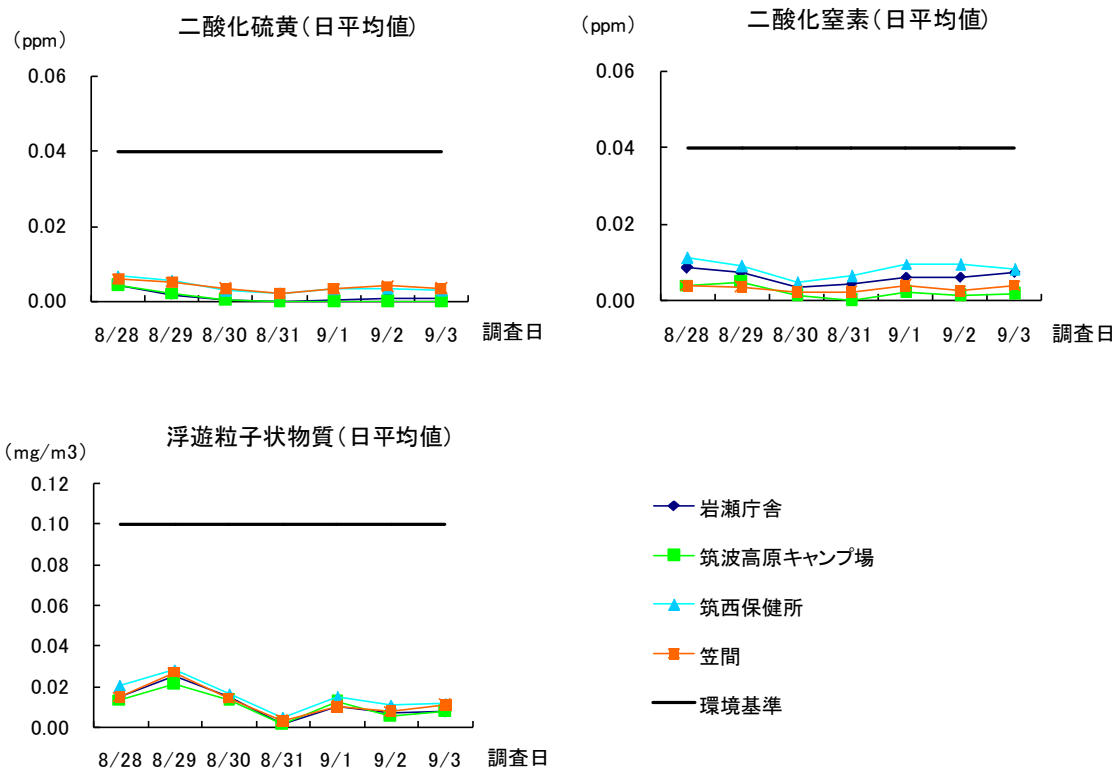
大気汚染物質は、硫黄酸化物、窒素酸化物、浮遊粒子状物質等があり、これらの物質の主たる原因は、工場・事業所及び自動車排出ガスにより発生するもので、工場・事業場については、関係法令に基づき規制しています。

桜川市では、環境基本法による大気汚染に係る環境上の条件につき人の健康を保護する上で維持することが望ましい基準（環境基準）について測定をしています。

桜川市の大気環境は、各測定項目ともに環境基準を達成しており、近郊の市町村（筑西市、笠間市）の大気環境と比較しても概ね同様なレベルにあることが示されています。

■大気環境測定結果（平成21年8月28日～平成21年9月3日）

	測定地点	二酸化硫黄 (ppm)	一酸化窒素 (ppm)	二酸化窒素 (ppm)	浮遊粒子状物質 (mg/m ³)
期間 平均値	岩瀬庁舎	0.001	0.001	0.006	0.012
	筑波高原キャンプ場	0.001	0.000	0.002	0.011
	筑西保健所	0.004	0.002	0.008	0.016
	笠間市役所	0.004	0.002	0.003	0.013
環境基準の達成状況		○	—	○	○



(資料：環境対策課)

2 水環境

2-1 河川

市の名称である桜川は、桜川市を北から南へ流れ霞ヶ浦に流入しますが、その霞ヶ浦の水は、私たちの生活用水の重要な水源となっています。桜川市は、岩瀬地区の一部の地域を除き、茨城県霞ヶ浦水質保全条例に定める霞ヶ浦流域に指定されており、霞ヶ浦流域内における生活や事業活動等に伴う排水処理の適正化について定められています。

なお、工場・事業場については関係法令に基づき規制しています。

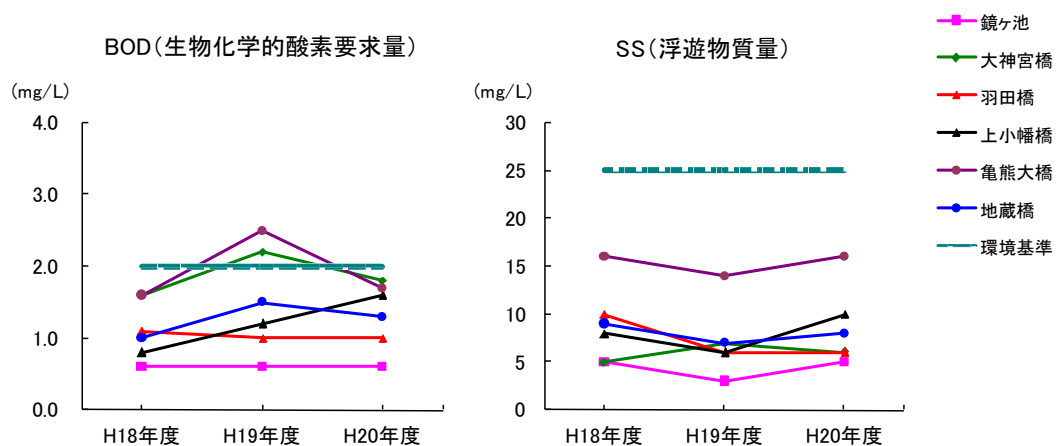
茨城県と本市では、水質汚濁に係る環境基準の適用を受ける桜川とその支流について、公共用水域の基準点1地点を含む16地点で水質検査を実施しております。

生物化学的酸素要求量（BOD）や浮遊物質（SS）など生活環境項目に関する環境基準は水域類型ごとに基準値が定められており、市内の河川では、桜川が環境基準のA類型に指定されています。

桜川の上流鏡ヶ池から最南端の地蔵橋までの6地点の水質調査結果では、平成19年度にBODの濃度が大神宮橋と亀熊大橋2地点で環境基準を超過していましたが、平成20年度は全域で基準値を満たしていました。

また、本市では、水質検査と同じ地点において、水生生物調査を「水生生物による水質調査法：環境省水質保全局に基づく方法」により実施しています。この手法は、採取できた環境指標生物から水の汚濁具合を判断するものです。指標生物の生息状況からみた市内11河川の水質は、きれいな水（Ⅰ）～少しきたくない水（Ⅱ）の判定で、汚濁がひどく進んだ河川はみられていません。

■ 市内桜川の水質調査結果の推移（平成18年度～平成20年度）



（資料：環境対策課、※亀熊大橋は茨城県）

■ 大気・水質調査地点



■水生生物調査結果（平成18年度～平成20年度）

	きれいな水 (Ⅰ)	少しきたない水 (Ⅱ)	きたない水 (Ⅲ)	大変きたない水 (Ⅳ)
指標種 と 水質判定	カゲラ、ヘビトンボ ヒラタカゲロウ、ブユ カゲレビケラ アミカ、ヤマトビケラ サワガニ、ウスムシ	コガタシマトビケラ コヒヤシマ、オシマトビケラ ヒラタドROMシ、スジエビ ケンゾボタル、カワナ ヤマトシジミ、イシマキガイ	ミズカマキリ ニホントロコエビ タニシ、ヒル、ミズムシ イソコツブムシ タイコウチ	セスジユスリカ チョウバエ サカマキガイ エラミズ アメリカザリガニ
河川 の 評価結果	桜川全域、布川 男女川、二神川 仲沢川、泉川	山口川、田中川 谷部沢川、大川 筑輪川	該当河川なし	該当河川なし
主 な 指 標 種	ヒラタカゲロウ  ヘビトンボ 	ヒラタドROMシ  コガタシマトビケラ 	ヒル  ミズムシ 	セスジユスリカ  アメリカザリガニ 

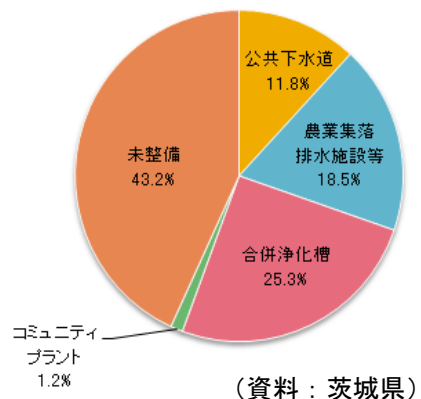
2-2 上水

本市の上水道は、現在、市内全域が給水区域となっており、給水普及率は平成19年度現在で86.0%です。地下水が豊富なことから自家水を利用している市民も多い状況であり、自家水の水質検査を呼びかけています。市では、上水道施設の適正管理により、安全でおいしい水の安定供給に努めております。

2-3 下水

本市の汚水処理人口普及率は、平成20年度末現在で56.8%ですが、県平均74.9%と比較すると低い状況にあります。市では、市街地を中心として公共下水道事業を推進しており、今後とも下水道計画に基づき事業を進めていくとともに、農業集落排水事業や市設置型の合併処理浄化槽（高度処理型浄化槽）設置など、地域の特性に応じた生活排水処理対策を適切に推進し、生活排水による公共用水域への負荷の低減を進めていくことが必要です。

■汚水処理人口普及率の状況
(平成20年)



3 騒音・振動・悪臭

工場、事業場の騒音、振動、悪臭については、関係法令に基づき規制しています。

県では、自動車交通騒音実態調査として、国の計画に基づいた測定対象道路と評価区間に対し、環境基準について測定・監視しています。平成 19 年度に実施した市内 2 区間（真壁町下谷貝の石岡筑西線、大国玉の東山田岩瀬線）の評価結果は、昼夜とも環境基準を達成していました。

市に寄せられる公害苦情のほとんどが、野焼きによる悪臭、生活騒音や自動車騒音に関してですが、指導を行うなどの対応をしています。

4 土壌・地下水汚染

人の活動により発生する土壌汚染や地下水汚染の主な原因は、工場などから漏洩する有害物質や、農業における農薬や化学肥料の使用によるものです。土壌汚染と地下水汚染は相互関係にあるため、土壌又は地下水の汚染が発見された場合には、もう一方の汚染の可能性や汚染を引き起こす可能性も考えられます。また、汚染物質の種類により広範囲に広がる恐れもあり、一度汚染された土壌や地下水は、浄化・回復に長い時間を要します。

県では、毎年調査地区を選定し、地下水の水質汚濁に係る環境基準について測定・監視しています。平成 19 年度に実施した市内 2 地点（亀岡、高久）の調査結果は、調査を行ったすべての項目で環境基準を達成していました。

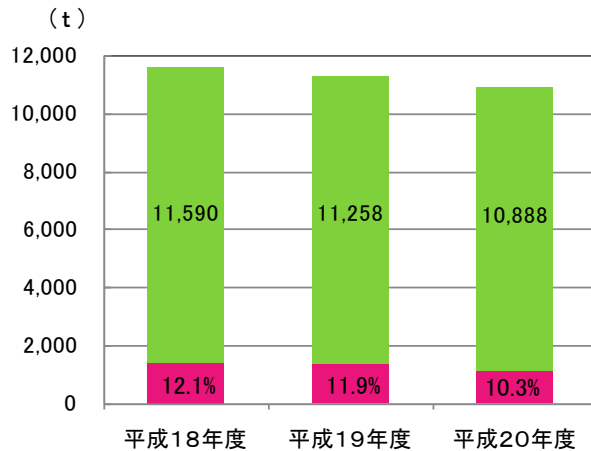
5 廃棄物

5-1 ごみ対策

本市における生活系ごみ（一般廃棄物）は、可燃ごみ、不燃ごみ、粗大ごみ、資源ごみの分別収集を行っています。ごみの減量やリサイクルの推進などのごみ対策としては、3R【リデュース（ごみの発生抑制）、リユース（再利用）、リサイクル（再資源化）】対策の推進、過剰包装の抑制、買い物袋持参の推進（マイバッグ運動）などを市全体に呼びかけております。

本市のごみの一人 1 日あたりの収集量は、平成 18 年度が 0.66kg、平成 20 年度が 0.63kg と減少傾向にあり、また、茨城県のごみの一人 1 日あたりの収集量の 0.97kg（平成 18 年度）と比較すると 2/3 程度であり、ごみの排出量が少ないと言えます。

■ ごみの総収集量と資源ごみの割合の推移（平成18年度～平成20年度）



■ ごみの総収集量

■ 資源ごみ（数値は総排出量に対する資源ごみの割合）

（資料：環境対策課）

5-2 不法投棄対策

不法投棄とは、決められた場所以外に廃棄物を捨てることを言い、廃棄物の種類を問わず違法行為です。

市では、不法投棄の未然の防止・早期発見を目的とした不法投棄監視員を設置し、廃棄物の不法投棄の監視体制を強化しています。

また、県及び市では、建設事業等で発生する土砂等の埋立て等を条例により規制し、これに含まれている可能性のある産業廃棄物の不法投棄を防止しています。

6 化学物質による環境汚染

科学技術の進歩により、研究・開発・産業分野において、多種多様な化学物質が使用されるようになってきました。化学物質の中には、人の健康や生態系に悪影響を及ぼすおそれのあるものもあります。ごみ焼却の過程で生成されるダイオキシン類による人への健康影響や環境ホルモン（内分泌攪乱化学物質）の影響によると思われる野生生物の生殖異常の報告が社会問題となっています。

ダイオキシン類については、「ダイオキシン類対策特別措置法」により、焼却施設の排出ガスなどについて厳しく規制されています。また、環境中にも微量ながら存在することから、県では、大気、水質、土壌及び底質中のダイオキシン類について測定・監視しています。

環境ホルモンについては、科学的に未解明な部分が多く、国や県では河川や湖沼、水生生物中の環境ホルモンについて実態調査が進められています。国や県の動向に合わせ、適切な対策を講じていくことが必要です。

第4節 地球環境と循環型社会

今日の地球環境は、地球温暖化やオゾン層の破壊など、原因や影響が国境を越え、地球規模に広がる『地球環境問題』がひっ迫しています。その要因の多くは人間活動に起因するものです。そしてこれらは、人類を含めた全生物の生存に関わる問題であり、地球環境保全のためにはすべての人たちが一体となった取組が重要です。

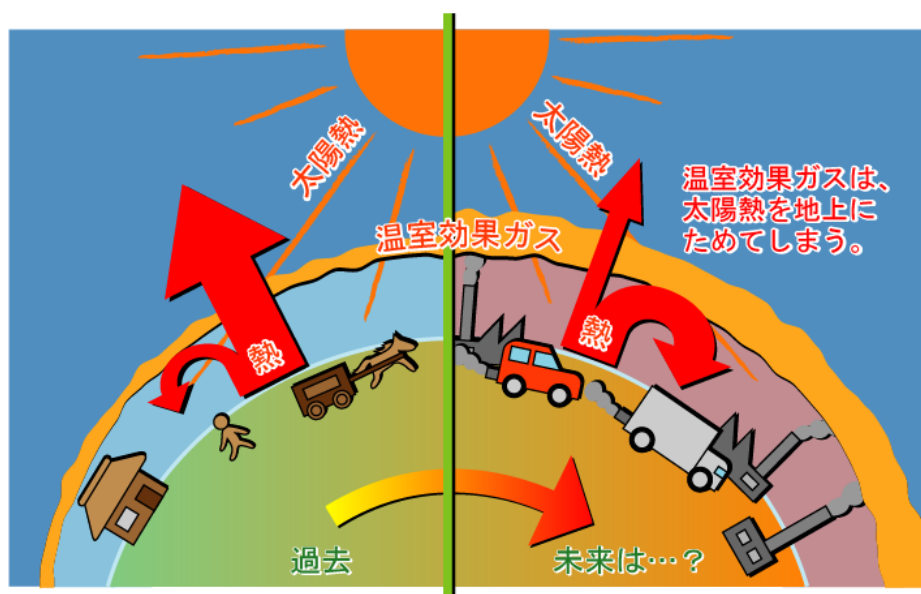
地球環境問題は、地球規模の問題ではありますが、私たち一人一人が、日常生活において環境への負荷を減らす行動をすることが不可欠です。そしてその身近な行動として、ごみの発生抑制や適正処理、資源のリサイクルや省資源、省エネルギーの推進、新エネルギーの利用推進など環境に優しい循環型社会の構築に参加することが求められます。

この循環型社会の構築は、地球環境問題の中でも緊急な課題として国を挙げて取り組みが進められているものであり、地球温暖化問題の解決にも深く関わっています。

1 地球温暖化

地球温暖化とは、人の活動に伴って発生する温室効果ガスが大気中の温室効果ガスの濃度を増加させることにより、地球全体として、地表及び大気の温度が追加的に上昇する現象のことです。温室効果ガスの中でも、エネルギーの消費に伴って発生する二酸化炭素が、地球温暖化への寄与率が最も高い物質とされており、二酸化炭素の吸収源である森林の減少なども伴い増加傾向にあり、地球温暖化が進行している状況です。温暖化が進むと、気温の上昇、豪雨や干ばつ、海面の上昇、それに伴う災害、農業、漁業への被害、生態系の破壊、熱帯性の伝染病の発生地域の拡大など様々な被害が予測されています。

■地球温暖化の概念図



1-1 地球温暖化防止に向けた取組

①世界と日本の取組

地球温暖化を防ぐため、1992年に気候変動に関する国際連合枠組条約が結ばれ、その下で1997年に京都で開かれた第3回締約国会議（COP3）で「京都議定書」が採択され、日本は温室効果ガス（対象ガスは二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、HFC、PFC、六フッ化硫黄）の排出量を2008年から2012年の間に1990年レベルから6%削減することが義務づけられました。その後、各国が批准し、2005年2月に京都議定書の発効となりました。

日本では、地球温暖化対策推進法の施行や京都議定書目標達成計画を策定するなど、地球温暖化防止に向けた様々な施策が進められています。

②桜川市の取組

市では、健全で恵み豊かな環境を保全し、環境負荷の少ない持続的な発展が可能なまちづくりをしていくために、市民、事業者の自主的な取組みを促進することを目的に、市の事務事業に伴う温室効果ガスを抑制するため「桜川市地球温暖化防止対策実行計画」を平成20年3月に作成しました。本実行計画では、二酸化炭素の排出量削減に重点を置き、主な排出要因である電気及び燃料の使用量削減に向けた取組みを行うこととしています。桜川市では、市役所を含めた市の所有する各施設、各車両などからの温室効果ガスの排出について、平成20年度から平成24年度までの5年間に4%の削減目標を掲げて実践に向けた活動を行っています。

1-2 地球温暖化防止活動団体からのメッセージ

①桜川市の「茨城県地球温暖化防止活動推進員」の活動紹介

昨今、環境問題の中でも温暖化問題は最重要課題として取り上げられることが多くなりました。私達推進員は、茨城県ならびに茨城県地球温暖化防止活動推進センター（社団法人茨城県公害防止協会内）との連携を図りながら、茨城県全体で取組んでいる地球温暖化防止に寄与する市民活動や企業、学校の取組みに協力していくことを主な活動の中心にしています。年間計画でいくつかの研修へ市民の代表として参加し、新しい情報を得て、温暖化の危険性や回避方法について、多くの人へ啓発し、草の根から推進していけるよう日々精進しているところです。

写真上：推進員研修

写真下：推進員による環境学習会



2 資源リサイクル

2-1 資源の有効利用に向けての取組

市では、地区ごとに定期的に「分別リサイクル」の推進活動を行なっています。資源の有効活用は、市の財政負担を軽減するばかりでなく、燃やさない、最終処分をしないことを促進することで地球温暖化防止対策に繋がります。

①桜川市真壁町田 鍋屋地区 「全戸でリサイクル当番」

鍋屋地区は、市の南部に位置し、市立真壁小学校を取り巻く住みよい環境の住宅地です。50年程前は、約80戸でしたが、市街地として宅地造成され、現在では、21班、世帯数312戸、936人が住む地域です。

環境問題は、昭和55年頃からゴミ減量化を活動としていた「真壁くらしの会」が、年々増加するゴミ処理費の軽減や、ゴミ減量化に向けて、いち早く取り組むよう旧真壁町に要望した経過があります。

平成5年に各種団体から構成された町づくり委員会が設立し、ゴミ減量部会にくらしの会会長が選任され、いままで取り組んできた環境活動から出された問題を提案書として提出致しました。

平成7年には、分別収集の説明会に地区役員と職員が奮闘し、分別リサイクル事業が完全実施の運びとなり、今では各地区併せて年間5300万円のゴミ処理費が軽減され、活動の成果が現れています。

現在の鍋屋地区では、地区役員会と女性会から各1名のリサイクル担当者を選出し、収集方法の改善・徹底・情報提供を図り、班長会議や代表者会議にも出席して、現状や諸問題を報告し連携を密にしています。

また、リサイクルは、各家庭、各個人が習慣になれば辛くなく、リサイクル当番は全戸班毎交代で実施しているため、収集品目も多数で分別方法も徹底し、地区内のコミュニティづくりにも役立っています。地区の役員の方々も交代で当番に当たられ各種地区行事の中で地区内全般の心くばりがあります。



地区全戸が協力して収集されたリサイクル資源

②桜川生活学校から 「3Rにトライ」

桜川生活学校では、レジ袋を持参するマイバック運動、地産地消のエコクッキング、ゴミを減らすための「3R運動」にトライしています。特に牛乳パックの再利用として、小学生を対象にブーメラン工作、牛乳パックで作る和紙皿や名刺入れなどを楽しく作りながらリサイクルの大切さを浸透させています。

3Rとは、ごみを減らす（**R**educe）、くりかえし使う（**R**euse）、再生利用（**R**ecycle）の順で廃棄物を削減しようという考え方のことです。今までごみとして捨ててしまっていたものを、これからは大切な資源としてくり返し使っていくことが、循環型社会の形成に繋がります。

ごみを減らすためには？

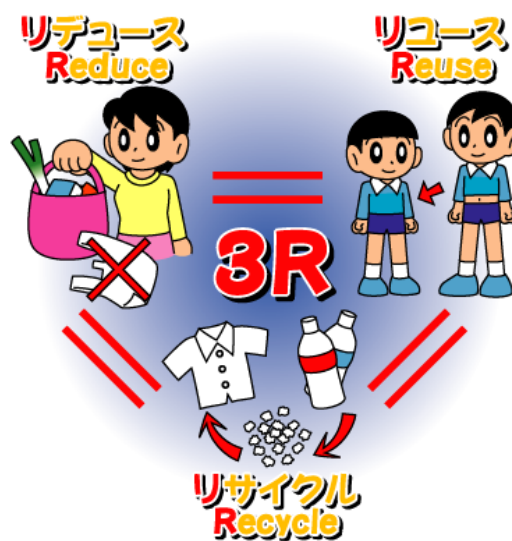
- ・包装紙やビニール袋などの容器包装はできるだけ少なくする。
- ・壊れにくく、長く使えるものを購入する。

くり返し使うためには？

- ・リターナブル容器（牛乳びんのように店で回収し、洗って再び使う容器）を使う。
- ・不要になったものは欲しい人に譲ったり、リサイクルショップに売る。

再生利用するためには？

- ・資源として再生利用しやすくするために、ごみを分別する。
- ・リサイクルされた製品を買う。

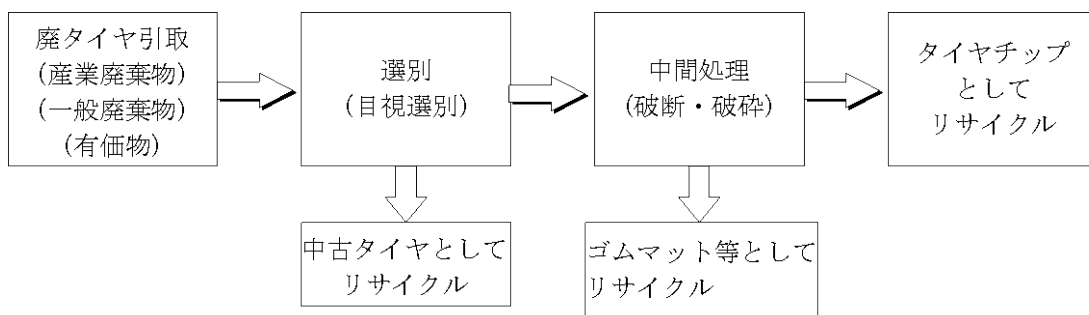


2-2 わがまちのリサイクル事業所からのメッセージ

① 廃タイヤからゴムマットなどのリサイクル製品へ

有限会社 寺嶋タイヤサービス

弊社は、廃棄物（廃タイヤ）の収集・運搬事業及び中間処理業を行っております。近年、人々の環境問題に対する関心が非常に高くなってまいりました。しかし、日々変化を遂げている社会では、進化の過程で不用になった資源が見えないところで投棄されています。特に産業廃棄物は、未だ世界全土にわたり不法投棄され、地球環境を脅かしています。そこで、私たちは、廃タイヤ処理業者の一員として、適正処理を通じて環境を守り、循環型社会の構築へ努力と挑戦を続けます。次の世代に住みよい環境を残すため、リサイクル事業をさらに強化し、環境問題に積極的に取り組みをしてまいります。



廃タイヤを破砕してゴムマットやバイオマス燃料などに再生される

② 廃コンクリートを砕いて再資源化に

有限会社 足立商会

生活の豊かさを求めた従来の経済社会は、大量生産、大量投棄による環境破壊を引き起こしています。近年、産業廃棄物の不法投棄などの問題も生じており、私たちの生活社会にも影響を及ぼしております。

現在、弊社の事業内容は、産業廃棄物中間処理といたしまして焼却施設によるゴミの減量化、破碎施設によるコンクリートガラの再利用を手がけております。また、コンテナ等による混合物などは、分ければ資源となるものもあり、分別処理を行っております。

近年、地震等の災害も他地域に発生しています。私たちの取り巻く環境も災害がいつ起こるかわからない状況にあります。そこで、茨城県と財団法人 茨城県廃棄物協会の間にて災害協定を締結し、万が一の災害に備えたサポート活動を行える体制も整っています。今後も、環境に関する意識を高め、未来を担う子供たちにバトンを渡せる企業を目指して参ります。



廃コンクリートを破碎し、路盤材などへ再生される

第5節 パートナーシップ

私たちの快適な生活環境や美しい自然環境、かけがえのない地球環境を守り、未来へと引き継いでいくためには、環境問題に対する正しい知識の習得と環境保全のための積極的な取り組みが重要です。そしてこれらは、市・市民・事業者が相互に助け合い、協力することで、高い成果が得られるものであり、これから目指す環境負荷の少ない持続的発展が、よりよい社会の構築につながるのです。


1 環境教育

今日の環境問題は、高度経済成長期の、いわゆる公害問題よりも、通常の事業活動や私たちの日常生活に起因しているものが多く、私たち一人一人が環境へ配慮した行動をしていくことが求められています。環境の保全や創造のために積極的に取り組めるよう、環境教育や環境学習が重要です。

市内の小中学校では、環境や環境問題についての学習のほか、学校独自の活動を通して、環境教育を行っています。通学路や地域のごみ拾いなどは、環境保全や環境美化に対する意識を養い、校内の落葉を堆積させて作った肥料による野菜や草花の栽培、アルミ缶のリサイクル活動は資源の有効利用を促します。

このような学校における環境活動は、子供たちを通して各家庭に広まり、家族の協力に加え家庭での環境教育にも役立ちます。

■市内の小中学校で行われている主な学習・活動（活動名は学校独自）

学習・活動名	内容
総合や生活科の学習	ちくわ川を探検し、川や周辺の様子を観察したり、ごみ拾いをしたりしながら川の生きものや環境・環境問題について学習している。 
「ふるさとを調査し、情報を発信しよう」	地域の自然、産業、もの作り、歴史等で特色のあるものから各自の課題を決め、グループごとに情報を収集し、まとめた内容を発表、Web ページより発信。 「自然界の魚を救おう」（近くの川にいる魚を調べる） 「ふるさとの野菜」（地域でとれる野菜の種類を調べる） 「五大力堂調べ隊」（五大力堂の歴史を調べる） など
キッズの森清掃活動	学校敷地内の学校林の落ち葉集め（環境美化）、堆肥化（再利用）。

<p>全校児童による 野菜づくり</p>	<p>地域の方の指導の下、合計 15 種類の野菜づくりをしながら環境について学習。</p>
<p>「エコキャップ運動」 (世界の子供たちに ワクチンを送ろう！)</p>	<p>リサイクルのためのペットボトルキャップの回収。(回収後、洗浄、消毒、シールはがし、乾燥まで児童が行い回収している団体へ届けている。) 子供たちには、自分たちの活動で多くの命が救える、社会の役に立っているという自負が芽生えてきた。</p>
<p>集められたペットボトルキャップは、リサイクル業者に売却し、その売却金がワクチン接種に関わる費用になり、一方、ペットボトルキャップは、マテリアル(材料)リサイクルされ、新しい製品の材料や原料に生まれ変わります。</p>	
<p>「アルミ缶回収運動」 「環境戦隊エコレン ジャー運動」</p>	<p>エコキャップ運動を展開していく中で始めたリサイクルのためのアルミ缶回収。児童の目は、着実に今までの自分の周りの狭い世界から外へ向き始めた。</p>



1-1 教育現場から —こどもエコクラブからのメッセージ—

各学校独自の環境教育が行われているなか、紫尾小学校では環境教育を推進するため、こどもエコクラブに加入し、体験的な活動を通してよりよい環境を創造していこうとする実践的な態度を育成することに努めています。

本市では、紫尾小学校の3年生以上の全児童138名が、平成20年度にこどもエコクラブに登録しており、サポーターである先生方とともに、自分たちにできる身近な環境活動に取り組んでいます。

こどもエコクラブとは、環境省が支援する、こどもが誰でも参加できる環境活動クラブのことで、2人以上の仲間と、活動を支える1人以上の大人で構成されます。環境省では、こどもエコクラブ事業を通じて、地域における子供たちの自主的な環境学習や実践活動を支援しています。

こどもエコクラブ
イメージキャラクター
エコまる

①総合的な学習の時間での環境学習（5年生）

学校の敷地内を流れている「なかよし川」の環境を守るために、「よみがえれ！なかよし川」の単元の下、大雨で川底に堆積した砂を取り除き、多くの種類の魚が生息できる川の環境づくりに努めています。休み時間など、この川で魚捕りをして遊ぶ児童の姿が見られます。



「なかよし川」の清掃活動

②霞ヶ浦湖上体験スクールへの参加（5年生）

毎年、5年生は、「なかよし川」の環境について調べた後、学習を深めるために霞ヶ浦湖上体験スクールに参加しています。

体験スクールでは、遊覧船に乗り、プランクトンの採取やCODパケットの実施により霞ヶ浦の水質を調べています。



遊覧船からのプランクトン採取



霞ヶ浦環境科学センターでの水質分析

また、霞ヶ浦環境科学センターでは、水質実験や植物観察など、霞ヶ浦の水質の現状について、いくつかの実験や観察を通して調べています。台所から流された油や牛乳を浄化するために、どれだけ多くの水や薬品を必要とするのかを、実験や観察を通して学び、自分たちにできる水質浄化活動について一人一人が考えるよい機会になっています。

③牛乳パックのリサイクル活動（3年生・5年生）

給食で牛乳を飲んだ後、牛乳パックを切り開き、よく洗ってリサイクルできるようにしています。このリサイクル活動を通して再生紙に対して関心をもつようになり、紙を大切にしようとする意識が育ってきました。



リサイクル用に切り開いた牛乳パック

本校の環境学習の3つの視点は、「環境から学ぶ」、「環境について学ぶ」、「環境のために学ぶ」です。この3つの視点から指導計画を作成し、環境教育を実践しています。その教育活動の中でも、こどもエコクラブに加入しての活動は、児童の活動意識の高揚を図る上でたいへん重要であると感じています。地球温暖化等の環境問題が進み、世界全体で環境について真剣に考えていかなければならない現在、未来へと受け継ぐよりよい環境を創造していく実践的な態度を子どもたちに育てていくことが大切です。

紫尾小学校では、これからも、こどもエコクラブに継続して加入し、身近な素材を教材化しながら体験活動を充実させ、環境を守るために自主的に活動することができる児童を育てていきたいと考えています。

2 環境活動

2-1 環境保全現場から ー活動団体からのメッセージー

①「平沢山桜を守る会」から

～山桜の咲く里の景観を維持するための活動～

平沢地区の人たちは、「竜神山（高峯山）」の素晴らしい山桜の景色を多くの観光客に広めたいという思いがあり、咲き誇る山桜の生育場所も維持管理をしていかななくてはならないと考えて活動を行なうようになりました。活動内容は、山桜の開花時期前を中心に林道沿いや休憩所、展望台、ダイダラ坊伝説石の周辺の枝払い、立ち枯れ木の伐倒や除草作業を年間4～5回実施しています。

現在は、地区住民の任意参加と「サクラサクリプロジェクト」や「日本花の会桜川支部」会員の方々の協力を得て実施しています。今後は地区全体や桜川市を挙げての活動に発展していることを願っています。ぜひ、多くの市民の方に美しい山桜の景色を実感していただき、活動にご理解を得られれば幸いです。



高峯山の山桜

(「'09 桜川市のサクラ写真コンテスト」より)

②「上野沼を守る会」から

～湖周辺の生物生息環境保全と維持管理活動～

岩瀬地区にある上野沼は、市民の憩いの場としてハイキングやキャンプ、日常的に散歩をする人たちが多く集まります。当会では、訪れる方々全てが安らげる水辺空間を提供できるように、湖畔周辺の除草作業と清掃活動を夏と冬の時期に年間 2 回行なっています。作業に参加される方は約 100 名、上野沼をこよなく愛する周辺の住民の方々を中心に行っています。又、湖畔に接する湿地帯では、茨城県レッドデータブック稀少種に指定されているハッチョウトンボをはじめ、サギ草などが保全されています。これからもボランティア活動を通じて、市民の憩いの場としてあり続ける上野沼でありますようお願いとともに、行政からの声かけによる活動なども期待しています。



上野沼

(「'09 桜川市のサクラ写真コンテスト」より)

③「桜川市くらしの会」から

～環境にやさしい活動の推進～

昭和 51 年に「真壁くらしの会」が発足し、平成 17 年の市町村合併に併せて「桜川市くらしの会」へと組織が大きくなりました。おかげさまで発足 32 年を迎え、岩瀬、大和、真壁地区の各構成員の方々と交流を深めながら、桜川市の環境保全のために活動を行っています。市民の意見を集約しながら行政側に伝えていく活動として、消費者の立場になって考える研修会の開催、リサイクル活動を活性化させるための視察やマイバック運動の参加、地域の特産品などを紹介して地域活性化を働きかけるイベントの開催、食育向上を目指した勉強会と手作り石鹸やゴキブリ退治団子の作り方の紹介、地球温暖化防止のためのフォーラム視察、地域の清掃活動へのお手伝いなど、環境に係る様々な分野で活動し、意見交換をしています。



廃油を原料とした石鹸作り

2-2 環境美化活動現場から ー活動団体からのメッセージー

①「真壁酒寄地区市民」の美化活動から

～りんりんロード路面及び法面の除草活動～

関東鉄道筑波線が1987年4月に廃線となり、その跡地に「りんりんロード」が作られました。

現在、りんりんロードは、地元の中高生の通学路として、市民のサイクリングロード、散歩道といった憩いの場として利用されています。

酒寄地区自治会及び子供会育成会では、りんりんロードの両面から生い茂る葎などの高草木を春と秋に除草し、通学路としての安全面の確

保を行うとともに、筑波山麓と恵まれた田園風景が見渡せる景観を維持するための活



動を年2回行っています。

りんりんロードの維持管理は、不定期ながら行政機関も実施していただいています。今後は、作業日程を相互に取り合い、連携のとれたより良い保全活動を行っていきたいと考えています。



(「'09 りんりんロードフォトコンテスト」より)

②「いきいき駅サイト」の美化活動から

～大和駅の美化活動～

高森地区の住民ボランティア活動のひとつとして、大和駅の周辺清掃活動、駅トイレの清掃、各種修繕、補修や不要品物の撤去、掲示板やギャラリー等の設置をはじめ、四季の花壇を置いていつでもきれいな花が咲く駅を目指して取り組んでいます。

活動を開始した目的は、多くの人々との協同から生まれる感動を共有できる地域の一体感を感じることと、子供たちや孫の世代が少しでも心豊かに暮らせる場所を引継いでいきたいという願いによって結成されています。大和駅周辺の環境が、子供から大人まで花の美しさを感じ、鳥のさえずりに心なごまし、ホテルなどの地域の環境保全に尽くすことができる市民の意識向上を狙いとしています。

③「けやきの会」の美化活動から

～雨引休憩所のトイレ清掃活動～

旧大和村りんりんロード沿いにある雨引休憩所は、つくば台地に広がる畑、水田が見渡せる公園として市民の憩いの場となっています。大国玉地区の住民の中で何か「ボランティア活動」をしていこうという目的で作られた会です。

発足当初は、朗読劇「この子たちの夏」を上演したり、介護保健制度に基づく寸劇なども講演したりしていましたが、現在は桜の木が美しいりんりんロード雨引休憩所で毎月1回、10名の会員とともにトイレの清掃や落ち葉掃きなどを行っています。定期的に、気の合う仲間との交流を通じてボランティア活動の喜びを感じるとともに、これからも多くの市民が楽しく利用していただける休憩所であり続けるためにできることを実行していきたいと思っています。



桜並木の美しいりんりんロード
(「'09 桜川市のサクラ写真コンテスト」より)

④「桜川市職員」の清掃活動から

～庁舎周辺及び居住地周辺の清掃活動～

桜川市では、全職員が毎月1回、居住地周辺にて1時間程度の清掃活動を行っています。又、指定地点と指定日を設定して、職員総出の一斉清掃を実施しています。

職員が環境美化活動に積極的に参加するなど、率先垂範することにより、市民の皆さんの環境に対する問題意識が高まることを期待し、啓蒙活動を展開しているところです。

これからは、市民の皆さんにもこの活動に参加していただき、市民と行政が連携・協働することにより環境美化活動を展開し、地域の方々との情報交換や交流を深めるとともに、「日本一きれいなまちづくり」を目指して頑張っていきたいと思っています。

